

定 款

規程番号：基本－1

昭和 5 6 年 5 月 8 日 制 定

昭和 5 6 年 5 月 8 日 施 行

平成 2 7 年 6 月 2 5 日 改訂版

平成 2 9 年 6 月 2 7 日 改訂版

平成 3 0 年 6 月 2 8 日 改訂版

2 0 1 9 年 6 月 2 7 日 改訂版

2 0 2 2 年 6 月 2 4 日 改訂版

2 0 2 4 年 6 月 2 6 日 改訂版

2 0 2 6 年 6 月 2 6 日 改訂版

株式会社アルメディオ

定 款

第1章 総 則

第 1 条(商 号)	1
第 2 条(目 的)	1
第 3 条(本店の所在地)	1
第 4 条(機 関)	1
第 5 条(公告方法)	1

第2章 株 式

第 6 条(発行可能株式総数)	2
第 7 条(単元株式数)	2
第 8 条(株式取扱規程)	2
第 9 条(株主名簿管理人)	2

第3章 株主総会

第 10 条(基準日)	2
第 11 条(招集の時期)	2
第 12 条(招集権者及び議長)	2
第 13 条(決議の要件)	2
第 14 条(電子提供措置等)	3
第 15 条(議決権の代理行使)	3

第4章 取締役及び取締役会

第 16 条(員 数)	3
第 17 条(選 任)	3
第 18 条(任 期)	3
第 19 条(代表取締役及び役付取締役)	4
第 20 条(取締役会)	4
第 21 条(報酬)	4
第 22 条(取締役の責任免除)	4

第5章 監査等委員会

第 23 条(監査等委員会の招集通知)	5
第 24 条(監査等委員会の決議の方法)	5

第 25 条 (監査等委員会規程).....	5
------------------------	---

第 6 章 計 算

第 26 条 (事業年度).....	5
第 27 条 (剰余金の配当等の決定機関)	5
第 28 条 (剰余金の配当).....	5
第 29 条 (自己株式の取得).....	6
第 30 条 (配当金の除斥期間).....	6

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、株式会社アルメディオと称し、英文では ALMEDIO INC. と表示する。

第2条（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）電子計測器及び電気機器の開発、製造販売並びに賃貸
- （2）電子機器等の開発の受託業務
- （3）電子機器、電子部品、コンピュータソフトウェアの試験及び検査の受託業務並びに試験情報等の販売
- （4）コンピュータ・コンピュータ周辺機器の利用技術の研究及びコンピュータソフトウェアの開発、制作、販売、賃貸並びに運用、管理、請負
- （5）精密機械器具の開発、販売並びに賃貸
- （6）著作権等の無体財産権の企画、取得、販売、許諾及び仲介
- （7）電子部品用副資材の開発、製造、販売
- （8）窯業、各種セラミックス部材の開発、製造、販売
- （9）熱処理装置の開発、製造、販売
- （10）炭素材及び複合材の開発、製造、販売
- （11）鉱物資源の売買業及び加工品の売買業並びに輸出入業
- （12）労働者派遣事業
- （13）有機及び無機薬品類、各種化学工業薬品、天然樹脂、合成樹脂、硝子繊維の製品・加工品の売買業並びに輸出入業
- （14）古物売買
- （15）粉体の開発、精製、製造、販売及び粉体の混入樹脂の開発、製造、販売
- （16）各種セラミック繊維複合材の開発、製造、販売
- （17）上記に関連する付帯業務の一切

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を福島県双葉郡双葉町に置く。

第4条（機 関）

当会社は、取締役会、監査役、監査等委員会及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができ

ない事故その他やむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、36,769,264株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

第10条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第11条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

第12条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第13条（決議の要件）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 14 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 16 条（員 数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

第 17 条（選 任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
3. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第 18 条（任 期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第19条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。

第20条（取締役会）

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
5. 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。

第21条（報酬）

取締役の報酬の総額及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第22条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第426条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 23 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 24 条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 25 条（監査等委員会規程）

監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

第 26 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 27 条（剰余金の配当等の決定機関）

剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 28 条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

3. 前2項のほか、取締役会の決議により、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第29条（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第30条（配当金の除斥期間）

剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

（本店所在地変更の効力発生日）

第1条 第3条（本店の所在地）の変更は、2026年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

昭和56年 5月 8日	制定
昭和56年5月18日	施行
昭和56年6月26日	改訂
平成 2年 5月14日	改訂
平成 2年 8月30日	改訂
平成7年11月22日	改訂
平成 8年 6月28日	改訂
平成 9年 3月 1日	改訂
平成10年3月27日	改訂
平成10年6月23日	改訂
平成11年6月29日	改訂
平成13年6月27日	改訂
平成14年6月25日	改訂
平成15年6月25日	改訂
平成15年8月13日	改訂
平成15年11月4日	改訂
平成16年6月25日	改訂

平成 1 7 年 6 月 2 4 日	改訂
平成 1 8 年 6 月 2 7 日	改訂
平成 2 1 年 6 月 2 5 日	改訂
平成 2 5 年 6 月 2 5 日	改訂
平成 2 6 年 6 月 2 5 日	改訂
平成 2 7 年 6 月 2 5 日	改訂
平成 2 9 年 6 月 2 7 日	改訂
平成 3 0 年 6 月 2 8 日	改訂
2 0 1 9 年 6 月 2 7 日	改訂
2 0 2 2 年 6 月 2 4 日	改訂
2 0 2 4 年 6 月 2 6 日	改訂
2 0 2 6 年 6 月 2 6 日	改訂